

地域包括支援センター事業の評価について

平成30年7月4日付老振発0704第1号（最終改正令和6年6月7日）「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」の「3 市町村及び都道府県の対応の流れ」に基づき、地域包括支援センター運営状況調査の結果を報告しています。

介護保険法 第百十五条の四十六

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他必要な措置を講じなければならない。



厚生労働省令で定めるところにより当該市町村が示す当該事業の実施に係る方針（小牧市地域包括支援センター運営方針）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（抜粋）

3 市町村及び都道府県の対応の流れ

(1) 厚生労働省への報告の流れ

（略）

(2) 都道府県の対応の流れ

（略）

(3) 市町村の対応の流れ

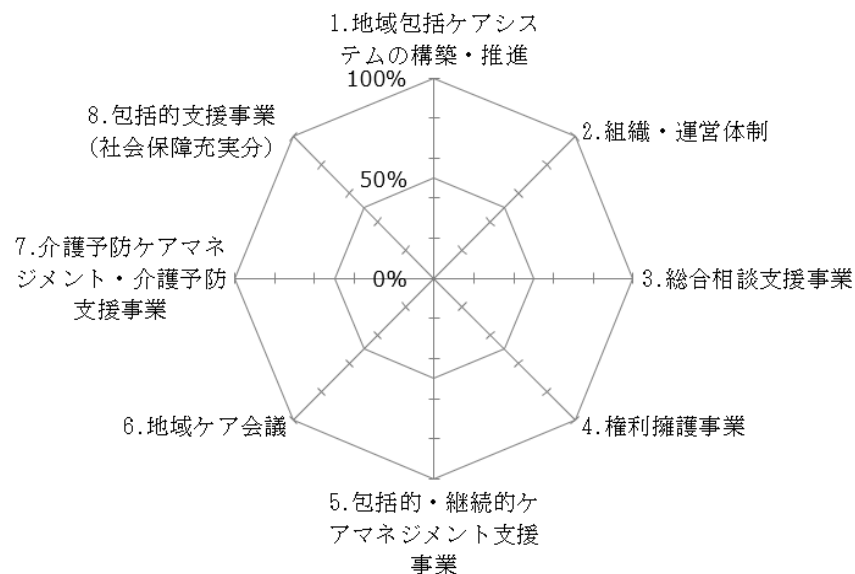
市町村は、（2）により周知された全国の結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（委託費等の予算要求、定員要求、委託方針への反映、業務マニュアルの作成等の業務改善策等）の検討を行うことまた、機能強化策については、実行後の検証を行うこと。

評価分野およびレーダーチャートについて

令和7年度以降、地域包括支援センター運営状況調査の評価分野は8つに分類されております。

特に「3. 総合相談支援事業」～「7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業」は地域包括支援センターの所掌業務を指しており、「8. 包括的支援事業(社会保障充実分)」は他の事業との連携について評価するものです。

次のページ以降、市及び各センターの自己評価をレーダーチャートで図示しております。表中の「%」は各評価分野についてどの程度取り組んでいるかを示しています。



地域包括支援センターの所掌業務(左記レーダーチャート)

3. 総合相談支援事業

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもの

4. 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法がない等の困難な状態にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援、居宅サービス計画及び施設サービス計画、介護支援サービス計画の検証等を行うもの

6. 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業、および、介護予防サービス計画事業者等の関係機関との連絡調整などを行うもの

厚生労働省老健局「地域支援事業実施要綱」より一部抜粋